

有効期間満了日 令和13年3月31日  
熊生環第137号  
令和7年2月27日

本邦に輸入される電磁石銃の取扱いに係る税關との連携等について（通達）

見出しのことについては、別添警察庁通達「本邦に輸入される電磁石銃の取扱いに係る税關との連携等について（通達）」（令和7年2月19日付け警察庁丁保発第27号）に基づき実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

※ 警察庁通達「本邦に輸入される電磁石銃の取扱いに係る税關との連携等について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。